

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

高額療養費の未申請 世帯にお知らせを送付

秋田市国民健康保険の加入世帯のうち、高額療養費の支給対象で未申請の世帯主に「高額療養費の申請のお知らせ」を送付します。

対象は平成25年4月の診療分からで、発送は3月下旬から。必要な持ちものと申請窓口は次のとおりです。

必要なもの国民健康保険被保険者証、医療機関の領収書、預金通帳(世帯主名義)、送付したお知らせ
申請窓口(平日のみ)国保年金課(市議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所
問い合わせ 国保年金課給付担当 ☎(866)2098

離職したかたの 国保税を軽減します

解雇や倒産などのため離職したかたで、次のすべてを満たすかたの国民健康保険税を軽減します。すでに申請したかたは、改めて申請する必要はありません。

軽減の対象要件
①秋田市国保に加入している、または離職により加入するかた

②離職日の翌日時点で65歳未満のかた
③離職日が平成21年3月31日以降のかた

④雇用保険受給資格者証が交付され、その離職理由が雇用保険法で定める特定受給資格者、または特定理由離職者であること
*雇用保険受給資格者証については、ハローワーク秋田へお問い合わせください。
☎(864)4111

軽減内容離職日の翌日から翌年度の末日まで、「前年中の給与所得」の金額を本来の30%の額にして国保税額を計算します

申請者世帯主(家族の代理も可)
必要なもの軽減対象者の雇用保険受給資格者証、同時に国保に加入するかたは加入していた健康保険の資格喪失証明書
申請窓口(平日のみ)国保年金課(市議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所
問い合わせ 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

4月から使用する国保 の高齢受給者証を送付

国保に加入している70歳〜74歳で、市が交付している国民健康保

険高齢受給者証をすでにお持ちのかたへ、4月1日(火)から使用する新しい受給者証を3月26日(水)に送付します。

今回送付する受給者証は、7月31日(木)まで7月31日以前に75歳の誕生日を迎えるかたは、誕生日前日まで(使用できるもので、8月以降に使う受給者証は、平成25年中の所得により改めて窓口負担割合を判定し、7月下旬に送付します。

医療費の窓口負担 割合が変わります



70歳から74歳のかたの医療費の窓口負担割合は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割負担としていました。

4月からこの特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えるかたから、段階的に次のとおり負担割合が変更になります(一定の所得があるかたは、これまでどおり3割負担)。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えるかた：70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日のかたはその月)の診察から、窓口負担が2割に変更。毎月の負担上限額は69歳までと比べて下がります

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えたかた：平成26年

4月以降も医療費の窓口負担は1割のままです。毎月の負担上限額は変わりません

*平成26年3月2日〜4月1日に70歳の誕生日を迎えたかたは、これまでの3割負担から1割負担に変わります。

問い合わせ 国保年金課給付担当 ☎(866)2098

これらの要件に該当し、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは、加入している医療保険に関わらず、これまでどおり自己負担額が助成されます。

障がい福祉課 ☎(866)2093

歴史資料として重要な 文書が閲覧できます

秋田市公文書管理条例に基づいて、4月1日(火)から「特定歴史公文書等の利用制度」が始まります。これにより、明治時代以降の市会議事録、市事務簿など、歴史資料として重要な文書の閲覧などが可能になります。

閲覧など、資料の利用には請求手続きが必要です。戦前の文書などは、準備に相当の日数を要するものもありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ 文書法制課 ☎(866)2272

春の火災予防運動

4月6日(日)から12日(土)までは「春の火災予防運動期間」です。普段忘れがちな火の恐ろしさを再認識し、火災を絶対に起こさないようにしましょう。消防本部予防課 ☎(823)4247

●命を守る7つのポイント

①住宅用火災警報器(写真)を設置する

- ＊年1回は乾いた布で煙感知器のほこりやクモの巣を取り除きましょう。
- ＊定期的に点検ボタンで作動点検をしましょう。



点検ボタン

②住宅用消火器などを設置する

③寝たばこは絶対にしない

④ストーブは燃えやすい物から離す

⑤ガスコンロなどのそばを離れると

きは、必ず火を消す

⑥寝具や衣類には防災品を使う

⑦隣近所の協力体制をつくる



センサーライト

●放火されないために

- ・人の動きなどに反応するセンサーライトを設置する
- ・ごみは指定された日時以外に絶対に出さない
- ・家の周囲に燃えやすい物を置かない



救急救命士が点滴・ブドウ糖投与の処置を実施

4月から救急救命士法の一部が改正され、救命率向上と後遺症の軽減を目的に、心臓や呼吸が停止する前の重症患者(15歳以上)を対象に、次の救急救命処置を行うことになりました。

- 所定の講習を修了した救急救命士が、医師の具体的な指示により処置を行います。
- 血圧が低下するなどの重症患者

に点滴を行います

- 意識障害があるかたの血糖値を測定し、低血糖発作の場合はブドウ糖を投与します

- 問い合わせ 消防本部救急課

☎(823)4019

中心市街地のにぎわい創出イベントに助成します



中心市街地活性化のために自主的に継続して開催するにぎわい創

出イベントに対して、事業費の一部を助成します。

申請は1団体につき1件。助成の上限は100万円です。申請団体によるプレゼンテーションの公開審査会で決定します。審査会は、4月下旬ににぎわい交流館(中通)で開催する予定です。

対象地域▶秋田駅周辺から大町、通町、川反にかけた地域での新規イベント開催

申し込み▶企画調整課にぎわい創出担当(市役所3階)にある申請書に必要事項を記入の上、直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。締め切りは4月11日(金)(必着)。

- 問い合わせ 企画調整課にぎわい創出担当 ☎(866)2156

期間満了になる水道メーター交換作業のお願い

計量法で定める有効期間が満了になる水道メーターの交換作業を、5月上旬から12月下旬まで無料で行います。対象世帯には、4月・5月の検針時にお知らせ票で通知します。

身分証明書を持った秋田市指定工事業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

下水道使用料減免の経過措置(減免額を段階的に縮小)が終了

生活保護費や福祉医療費を受給しているかたなどが対象の「下水道使用料等減免の経過措置」が、今年3月の検針分で終了します。4月以降は、減免なしの使用料になります。ご了承ください。

- 問い合わせ 上下水道局お客様センター ☎(823)8431

国道13号河辺和田の一部が4車線に

拡幅(道路の幅を広くする)工事を行っている国道13号河辺北野田〜河辺和田間で、左側の600メートル(4車線)が、3月23日(日)に開通します。これにより、周辺交通の混雑緩和、通学路や救急搬送ルートへの安全確保といった効果が期待されます。同地区では、引き続き、拡幅工事を行いますので、ご協力をお願いします。



●問い合わせ

国交省秋田河川国道事務所 工務第二課 ☎(864)2287